

入札監理小委員会  
第673回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第673回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年10月12日（水）16：58～18：30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
  - 国際航空旅客動態調査(国土交通省)  
事業評価（案）の審議
  - 刑事施設における被収容者に対する給食業務（法務省）
3. 閉会

### <出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員、  
三輪専門委員

### （国土交通省）

航空局航空ネットワーク部空港計画課 空港施設高度利用推進官 新見 健吾  
航空局航空ネットワーク部空港計画課 課長補佐 畦上 大輔  
航空局航空ネットワーク部空港計画課 専門官 辻本 泰成  
航空局航空ネットワーク部空港計画課 係長 阪本 明優

### （法務省）

矯正局成人矯正課 企画官 森田 裕一郎  
矯正局成人矯正課 補佐官 荒巻 由衣  
矯正局成人矯正課 係長 鶴川 裕貴

### （事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第673回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、国際航空旅客動態調査の実施要項（案）について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港計画課、新見空港施設高度利用推進官から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○新見空港施設高度利用推進官 国土交通省航空局空港計画課の新見と申します。

それでは、国際航空旅客動態調査に関しまして御説明させていただきます。

皆様、お手元の資料の中で資料A-3を御覧いただければと思います。

まず、調査の概要でございますが、本調査は、国際航空旅客の流動実態を把握することで、将来の航空ネットワークの構築のために必要な情報、いわゆる航空需要予測の基礎データとして用いることを目的として実施していくものになります。

それでは、資料A-3の表のほう、大きく上段が①、下が②と書いてありますが、①の実査業務というものと、②の集計・分析業務というふうに内容は分かれています。

①の実査業務としましては、実際に空港に行って実査をするというものでございまして、対象空港につきましては、調査期間中に国際定期便及び定期的に就航するチャーター便が就航している国内の全空港としています。実査の時期につきましては、令和5年度、6年度は5、8、11、1月の計4回、令和7年度はピーク時とオフピーク時として8月と11月、年間で計2回という形で測定をしています。これは、令和5年度、6年度は、その中からの航空需要の回復傾向を詳細に把握するために調査対象を増やしているもので、コロナ以前は年間2回というペースでやっていたものになります。また、空港ごとに調査の期間、日数というのも変えておりまして、表のとおりとなっております。実査方法につきましては、サンプル調査、いわゆるアンケート調査になりますが、各空港の旅客ターミナルの中の待合室ですとかラウンジにおきまして、面接方式により調査員が記入していく、あるいは調査員が被調査者に調査票を配付して記入してもらうというやり方を取ります。実際、海外への出発便というところになりますので、外国人に対しての調査協力が求められるように、英語、中国語、韓国語等に堪能な調査員を配置して実施をしております。過去の実績につきましては、表の中段のところにあります。コロナ禍の影響もあるので、前年度と比較して件数が小さいところもありますが、御覧の件数のとおりです。

表の下段、②のところですが、集計方法につきましては、回収した調査票の論理チェックを行い、集計を行います。また、拡大推計を行い、分析ということで、経年から

の旅客流動の実態の変化ですとか、航空情勢との関係、整備事業の影響等について分析を行います。令和3年度においては、コロナの影響を踏まえた分析を行っておりますので、令和5年度、6年度を中心に、そういった分析を行うということを考えています。

表の下にあります具体的な利用例につきましては、冒頭申し上げましたとおり、将来の空港計画策定などに必要となる空港需要予測の基礎データですとか、空港の利用促進施策の検討に用いる基礎データとして活用されているというところになります。

続きまして、民間競争入札実施要項について、ポイントに絞って御説明をさせていただきます。

まず、この調査が今回の検討対象に選定された背景としては、本事業は1者応札が継続しており、競争性については課題について審議の対象となるというところがございます。それを踏まえまして、今回見直した部分を中心に説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、1ページ目、黄色でマーカーが引いてあるところですが、2.本業務の内容の中の(3)調査の時期というところですが、先ほど申し上げたとおり、令和5年度、6年度は、5月、8月、11月、1月、計4回やるというところを想定しております。これに伴いまして、契約の開始時期も4月には前倒しをされるということになりますので、調査の期間、回数を確保するとともに、人員体制の確保をすることにつながると考えております。

続いて、同じページ、1ページ目の一番下の行のところ、調査の方法となっており、今回はタブレット端末やQRコードを活用したオンラインによる調査について試行的に実施することとしております。

この内容についてももう少し詳細に書いているのが4ページ目でございますけれども、主要国際空港の4空港、成田、関空、中部、羽田のうち1つ以上の空港において、従前行っていた紙媒体での調査ではなく、タブレット端末、あるいはQRコード等を活用して、試行的にオンライン調査を実施して、その試行結果を基に、今後の調査について検討する材料ということにしたいと考えております。

ページを戻りますが、2ページ目の3.1.本業務の詳細な業務内容の中の(3)業務の引継ぎというところがございます。こちらにつきましては、これまで継続してこの調査を実施しておりますが、その内容を、次に受注される事業者にも、それまで蓄積された内容を円滑に引き継ぐこととしております。

続きまして、少し飛びまして、11ページ目になります。6.入札に参加する者の募集に関する事項の中の1)入札説明書交付後の質問受付というところになります。

こちらで、入札説明書の交付を受けた者で希望する者がいた場合には、実施要項ですとか入札に係る事項、また業務内容等々について、個別に説明をさせていただく機会を設けることにしました。これらの点が、今回、新たに修正を加えさせていただいたポイントになります。

説明については以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 1点確認と申しますか質問があります。実施要項案の、資料の33ページだったか34ページだったかに数式が出てくる場所があります。従来の実施における目的の達成の程度と書かれたところでして、ここで誤差の式、相対誤差の $RSD = K \times \sqrt{\quad}$ と何かといったふうな式が出てくるのですけれども、この数式に誤りがあるのではないかと、あるいは誤りじゃなくて薄くなってしまっていて見えなくなっているところがあるのではないかと申すところを確認という指摘です。

私の言いたいのはどこかといいますと、ルートの中の $r$ 分の $1-r$ というふうに書かれていますけど、これは恐らく、本来の式は $r$ 分の $1-r$ ではないかというふうに思いました。なぜかという、 $1-r$ だと、 $1 \times r$ なので、 $r$ 分の $r$ は1ですから、何も意味なきないわけですね。この式は、そもそも何でこれがあるかという、 $RSD$ という相対誤差を0.2というふうに一定の値に抑えるためには、抽出率をどこまで上げればよいかというふうなことを考えている式だと思います。そうすると、この右辺のほうの $r$ が、どこまで高くすると誤差を小さくできるかという式なはずなので、そうすると、 $r$ 分の $1-r$ というのは、 $r$ が高くなるほどそれを小さくできるような式になるはずだと思いますので、ちょっと出典の元を当たってほしいのですけれども、もしかしたらコピーとか繰り返して劣化しちゃったのか、本当はそこにマイナス記号が入るのではないかと申すのが御確認いただきたい点です。

私からの指摘と申しますか、御質問に関しては以上ですが、この点に関しては何かございますでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 国交省交通局、新見です。御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、表記上のミスとしますので、確認の上、表現の適正化をさせていただければと思います。

以上です。

○三輪専門委員 ありがとうございます。

以上です。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。私からは、実施要項（案）の、資料1-2の4ページ、先ほどの調査のオンライン化に向けた試行のところについてなのですが、国際空港の4空港のうちの1つ以上で実証を検討されているということなのですが、こちら、全て4空港全体で一斉に検討をいただくことがなぜできないのかなというところで、その理由をお伺いしたかったのですが。

というのが、今コロナ禍で、空港を利用する方々が厚労省さんのSOSなどのアプリケーションを、もう全ての方が、外国人でも日本人でも、年の若い人も年を取った人も、全て自分たちのタブレット端末でアンケート調査をしなきゃいけないというような状況になっていて、アンケート調査をすることが、どういった人たちでもできないということはない状況になっているので、調査統計上、特に支障を来すことはないと思うのです。なので、ぜひ導入をしていただくのがよろしいのではないかなと思うのですが、なぜ、4空港全体で導入ができないのか、ちょっと理由が、この時期分らないなと思ったので、お伺いしたく思いました。

○新見空港施設高度利用推進官 国交省の新見です。御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、オンライン化のところについては、これまでの審議の中でも御指摘があったところでございます。これまでは、紙による調査票を配付するというやり方をしてきたのですが、今回、オンライン調査を踏み切るに当たりまして、中長期的には、御指摘いただいたような調査に移行していきたいと考えているのですが、今、一番の懸念点として、調査、統計自体の継続性というところでの影響をきちんと見ていく必要があると考えています。いきなり抜本的に調査方法を変えたときに、サンプル数ですとか、サンプルの偏り、年代等の偏りですとか、そういったことが生じる可能性もあるので、まずは試行的にやって、影響を見極めながら対象を広げたいと考えております。

今御指摘いただいた4空港の中で上げられないかというところにつきましては、御指摘を踏まえ、契約までの間に精査したいと思います。

以上です。

○生島専門委員 本日に統計上、抜本的にオンライン化に変えたことで、統計上本当に調査に齟齬が出るようなものなのでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 これまでの紙による調査ですと、場所としては、実際の待合室ですとかラウンジというところになるのですけれども、そこで聞き取ったり、あるいは同じタイミングで多くの方がいらっしゃった場合には、複数枚お配りして、皆さんに同時に調査の仕方を御説明しながら、回収した後、不備があればその場でちょっと追加で聞き取りをしながらというやり方をして、有効票の回収率の向上に努めながらやっていった、そういう対面でのノウハウでやってきたというところがありますので、そこをオンラインでやるときに回収率を向上させるやり方などは、やり方を変えていく必要があると思います。おっしゃるとおり、最終、中長期的に見れば、オンラインでできていくものになると思うのですが、移行のタイミングところでは、試行的にやってみて、その結果を踏まえて、その次にさらに改善していくというやり方を取りたいと考えています。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 先ほどの生島委員の意見の補足といいますか、私からもちょっとコメントをさせていただきます。

私は、基本的にはデータの連続性だとか比較可能性の担保というのは大事だと思うのですが、この調査に関しては、割と乗換えやすいというか、乗り換えるべき条件があるのではないかというふうにも思えます。

1つには、理由は、例えばタブレット端末だとかスマホ利用の調査というのは、高齢者などもいるような世帯の調査だとなかなか難しかったりするのですが、これ、国際線の乗客というふうな条件がついていますので、そういったものを持っていないことがほとんど考えられないということ。それから、多言語対応しているのがこの調査の特徴で、それぞれに応じた紙をたくさん印刷するのはかなり無駄が出るのですけれども、こういったタブレット利用だとかネット等調査だったならば、適切な言語へとナビゲートしやすいということなどを考えると、割とそれで調査の効率だとか、あとは、その後のデータの納品だとか生成だとかも早くなるはずだと思いますので、今回の試行を経てといったふうなこと

だと私は理解しますが、今後積極的に進められるほうがよいのではないかなど。もちろん、データの品質が従来どおり維持できるかという検証を伴った形で、ですけど、積極的に進められるほうがよいのではないかというふうなコメントをつけたいというふうに思います。

私からは以上です。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、試行を経てということにはなるかと思いますが、前向きに対応させていただければと思います。

以上です。

○中川主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 説明ありがとうございました。実施要項の5/71ページの業務の引継ぎにつきまして、「なお、その際の事務引継ぎの経費は、国土交通省の負担となる」とあるのですが、これは、この事業の委託費以外に別途支給するという意味でしょうか。それとも、この見積りの中に引継ぎの費用も含めた形ということなののでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 すみません、国交省です。こちらにつきましては、この業務の中でというわけではなくて、別で、我々のほうで負担をするというふうに考えてございます。

○川澤専門委員 別に、国土交通省が別途引継ぎ費用という形で支給することになるのですか。

○新見空港施設高度利用推進官 過去にやった調査の情報ですとか、そういったものをこちらから提供するイメージです。

○川澤専門委員 すみません、必要となる経費というと、例えば事業者のほうでかかった人件費とか、そういったものを国交省のほうで、この委託費とは別に支給することになるのですか。単に、実施要項の中で、事業者の負担とするという形で、委託費の中に引継ぎも含めた形で想定された費用が盛り込まれるということなのか、そうではなくて、人件費部分も別途手当するというようなことなのか、その辺りはっきりしたほうがよいのかなど思いましたので、御想定があればそういった内容を明記したほうがよいかなど思いました。

○新見空港施設高度利用推進官 分かりました。今一度、考え方を確認して、記載内容を検討したいと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

7 / 71 ページの、先ほども議論がありましたオンライン化に向けた試行なのですが、これは、現時点では1つ以上の空港においてというふうに書いてあるのですが、もう少し具体的に、幾つの空港でどのぐらいのサンプル数で試行するということは明記される御予定なのでしょうか。といいますのも、それによって、例えばタブレット端末をどのぐらい用意するのですとか、かなり経費の見積りが変わってくると思うのですが、その辺りいかがですか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。この中に、契約の仕様書の段階ではしっかりと明記させていこうと考えております。

○川澤専門委員 分かりました。

それと、あとは細かいのですが、私も今後は全ての空港でオンラインで実施することが必要ではないかというふうに思っていて、その試行の結果、何をもって全面的に適用が可能かというような御想定は、もちろん継続性が担保されているかというところはそうだと思うのですが、ただ、コロナ禍で、その前後で、かなり旅客の状況というのも変わっている可能性があると思いますので、それが調査方法によるものなのかという判断もなかなか難しいのかなというふうな気はいたします。

ただ、先ほど生島委員のほうからありましたように、かなり旅客に応じてオンラインで手続しなければいけないことが増えているので、そこは継続性ということと外的な環境の変化というところも踏まえて、より積極的にオンライン化に向けた検討を進めていただきたいというふうに思います。これは意見です。

あと最後にもう1点なのですが、評価表の部分で、後ろのほうに、42 / 71 ページで評価項目一覧表がございまして、これは恐らく変わっていないと思うのですが、今回オンラインの試行というところが新しい業務で加わるので、その点について技術提案書できちんと提案を求めなくてよいのだろうかというところが疑問です。一覧表にもオンライン化について特段項目は追加されていないですし、技術提案書のひな形でも、調査日ですとか調査員、照会対応といった従来のところはあるのですが、ここも、オンライン化の試行について具体的にどういうふうに行うかというところの提案を求める必要があるのではないかなと思うのです。その辺りはいかがですか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。いただいた御意見、ごもっともかなと思いますので、御意見を踏まえて再度精査をさせていただければと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございました。

○中川主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。実施要項6／71ページでございます。一番下を拝見すると、調査員配置の計画とございまして、ある要件を満たした配置計画とすることとされております。おめくりいただいて、7／71ページを見てまいりますと、まずロの部分でございます。外国人に対応する調査員とございまして、就航路線を考慮した上で協力を求められるよう外国語と書いてあって、括弧、英語、中国語、韓国語等と書いてございまして、ここで1点、まずお伺いなのですが、本件、たしか紙媒体では15か国語、この中にはインドネシア語とかアラビア語とか、若干話せる人間が少ないような言語が含まれているところなのですが、この7／717ページで言っている韓国語等の等には、こういうほかの15か国語の言語も含まれているという、そういう趣旨なのでしょうか。この点、まずいかがでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、等に含まれていますので、実際、調査票の説明のとおり必要な言語を含めた必要な人員を配置することになると思っています。

また、4ページ目のところにありますとおり、実際、就航路線、出発のラウンジ等で対応になりますので、就航路線に応じて必要となる調査員の言語の能力というところは、あらかじめ体制の検討の段階で想定できるかと思っておりますので、そこで必要な人員の配置を計画するという考え方だと思っております。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。そうすると、恐らく初めて手を挙げる方の目線で見ると、多分いつ、どこに、何語を話せる人を何人確保すべきかというデータが知りたくなるかと思われまして。この就航路線を考慮した上という部分なのですが、初めて手を挙げる方が、この辺り、先ほどの、いつ、どこに何語を話せる人を何人という部分ですね、これを判定するのに資するようなデータを国交省のほうから頂けるのか、それともそういうのを頂けずに自分で調べなければならないのか、この辺り、いかがでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。その辺りは、実際に、先ほど御指摘いただいた引継ぎのところの記載にも絡んでくると思うのですが、これまでの調査の実績の中で得ている知見ですとかやり方については適切に引継ぎをさせていただこうと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。そうでしたら、初めて手を挙げる方が安心できるように、今の内容をできるだけ具体的に実施要項に書いていただければと思います。

例えばなのですけれども、従前、空港ごとに、大体この時期には何語の需要が発生して、若干マイナーなのだけけれども、この言語を話せる人間を何人張りつけたとか、過去の実績等々のデータを、引継ぎ手続で聞けますということ以外にも、この実施要項自体にデータとして提供なさることを御検討いただければと思ったのですが、この辺りいかがでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘を踏まえまして、記述については検討させていただければと思います。

○辻副主査 よろしくお願いたします。

それから最後なのですけれども、若干話せる人間が少ないような言語について、ちょっと懸念があるのですけれども、例えばなのですが、実際に話せる人間を、最近科学技術が進歩していて自動の翻訳機とかがございますけれども、このような自動の翻訳機で代替するという、そういう議論はなさっていらっしゃいますでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。今の、現時点においては、そこまでの議論まで至っていないというところになります。今回のオンラインの試行と同じように、調査の進め方、効率化という観点で、見直すべきところは順次やっていきたいと考えております。

以上です。

○辻副主査 恐らく、翻訳の精度等いろいろ懸念点あるかと思いますが、いろいろ実験等をなさって、機械で代替できるところは代替できるというふうにしていただけると、より門戸が広がるのかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○中川主査 浅羽委員、お願いたします。

○浅羽副主査 私からは、非常に細かい点を2点御指摘、あるいは御質問させていただきたいと思います。資料1-2ですと8ページ、A-2ですと11/71ページのところで、(6)業務受託に関する留意事項の1)の設備と場所で、民間事業者に求める機械等が書いてあるのですが、その中にFAXが残っているのですけれども、これが必要でしょうかという点が、まず1点。

それからもう1点が、その前のページ、資料1-2ですと6ページ、A-2ですと9/71ページのところの、国際航空旅客の動向等に関する分析のところ、主要為替レート推移を読売オンラインから取りなさいと指示しているのですが、読売オンラインは名前が変わりましたので、そこは読売新聞オンラインというふうに変えたほうがよいと思います。それから、必ずしも読売新聞のものだけで指定しなくてもよいのではないかなというような感じはしております。別に金融取引を相手にしているわけではないので、例えばブルームバーグから取りなさいとか、そのようなことを指定する必要はないと思いますし、一般的に、そのときの大体のレート、細かく銭のところまで取らなくても、水準の変化が分かればよいと思うので、どれを見なさいという指定をする場合であれば、名称を変えた読売新聞オンラインでよいと思いますが、それ以外のものでもよいのではないかなと、特に指定しなくてもよいのではないかなという印象を持ちました。

以上、2点です。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。まず、FAXの記載については、おっしゃるとおり、これがないと業務ができないというわけではありませんので、表現については見直したいと思います。

もう1点の為替レートのオンラインのところについては、レートの出典を指定するかどうかを含めて、精査して記述を改めたいと思います。また、記述する場合には名称も正しいものに直したいと思います。

以上です。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 資料A-2の42ページの評価項目の点です。評価項目の点で、実績については加点になっていると理解いたしました。他方、13ページ、資格要件に実績が入っております。そうすると、加点なのか基準なのかという点で矛盾するのではないかなと思われまして、これ、前回と記載が変わっていないとすると、私どもの小委員会でこの矛盾を御提案できなかったというところで、小委員会としても非常に申し訳ないのですが、これ、どちらを実施府省としては提案をされているか教えてください。これが1点目です。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘につきまして、まず、実績については、アンケート業務を行うことができる能力を有しているかという観点で設定をしています。一方で、加点のところにつきましては、その実績がある中で、より質の高い業務の成果を期待できる業務実績を持っているかどうかという観点で、設定しています。

○尾花専門委員 そうすると、実績を資格要件にするというのは、総合評価の中で非常に珍しいと私は理解しております。すみません、この資格としての実績と加点としての実績の差異というのはすぐに分からないのですけれども、何を評価されたいと思っているのですか。

○新見空港施設高度利用推進官 すみません、お答えさせていただきます。まず、実績を求めているところについては、アンケート調査自体の実績要件というのを評価しています。また、加点対象のところについては、この航空旅客、類似する交通運輸部門に関する内容での実績を求めているというところになりますので、この調査に親和性が高いものを有しているかどうかというところでの違いがあるというふうに考えています。

○尾花専門委員 ありがとうございます。そうすると、実施府省としては、資格要件を求めたとして、市場にどのぐらいプレーヤーがいると認識されており、さらに交通に関して絞ることによって、そのプレーヤーがどのぐらい少なくなるというような情報は持っておられますか。

○新見空港施設高度利用推進官 すみません、ちょっと完全なお答えができないですけど、アンケートの実績というところで、業務実績のデータデータベースから見ると、大体135社ぐらいの者が出てくると想定しています。また、その中でもサンプル数が2,000件以上というところで絞ると、11社ぐらいの者が想定されます。

御指摘のところにあった、交通分野での該当者数というのは、今手元にありませんので、確認できましたら事務局に伝えさせていただければと思います。

○尾花専門委員 ありがとうございます。アンケートの実施で、御趣旨は分かりましたが、交通分野というところで加点するときの交通分野という実績があることが、例えば電車の場合とか制限区域内の場合とか、どの程度のメッセージ性を持って求めておられるのかという点について、もし実施府省内で、具体的な、こういう人に、こういう経験を持っている人に入ってきてもらいたい、そういう場合は加点しますというメッセージがあるようであれば、書き加えていただければよいと思います。

それからもう1点なのですけれども、現在は、発注者よりも市場のほうが情報をたくさん持っている。その中で発注者が業務を調達しなければいけないという、非常に不合理な情報の格差がある中で発注しなきゃいけないという、非常につらい立場にあるということを知っています。その際に、考え方なのですけど、技術提案書というところで、先ほどもほかの委員がおっしゃいましたけれども、オンラインについて、どんな形で、どうい

方法で業務を納入するつもりがありますかという、市場の情報を収集するという意味でも、技術提案書の項目の中にオンラインというのを入れるのは非常に有効であると、これまでの実施要項を見ながら理解しています。

さらに、評価項目です。先ほど他の委員も言いましたけれども、評価項目で、こういった項目、オンラインについて、実施府省としては、新しくこのように評価するということを書くことによって、御省が調達したい、こういう内容を重視して調達したいという御省のメッセージをすごく市場に伝えることができるのです。なので、技術提案書及び評価項目について、オンラインの項目をどんな形で書いていくかということが、今後の御省におけるオンラインによる業務の実施について、市場の反応及び市場からの情報収集、2つの点から非常によい効果が得られる可能性が高いと思いますので、御検討いただければと思います。

これは意見なので、別段、対応について求めるものではございません。

以上です。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 今の入札参加資格のところ、13/71ページの11の入札参加者の件なのですが、取扱いサンプル数が週と日で件数を指定しているのですが、これは、そこまで求める必要というのがあるのでしょうか。また、管理する立場として従事した実績のある者を作業責任者として配置できるという形で、例えば作業責任者または作業者であったり、そこに関わるということではなくて、かつ責任者として必ず求めるというのも厳しい要件ではないかなと思ったのですが、その辺り、その2点はいかがですか。

○新見空港施設高度利用推進官 まず、サンプル数につきまして、過去の資料と最近の回収実績を基に記載させていただいています。ここに記載させていただいているサンプル数の回収はこなせるというところが1つ要件のところであると考えております。

また、責任者の配置というところですが、実際、回収をする場面において、適切な指揮が取れる責任者の配置が必要であり、記載しています。

以上です。

○川澤専門委員 1つ目のところで、過去の従前の事業のサンプルの週または日の扱い件数にすると、結局従前の事業者以外で、この状況を満たす者が非常に限られるのではないかというような気がしますので、取扱いサンプル全体として何件程度、かなり小規模ではなくて中規模以上の調査を実施したことがあるということを要件にするのは分かるのです

が、週とか日ベースでこの件数を確保する調査というのがどのぐらいあるのかというところは、十分に実施されているということを踏まえてやられているのでしょうか。これがかなり競争制限的になっているのではないかという印象を持つのですが。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、御指摘いただいた観点、この表記の仕方に該当する統計が、ほかにどれだけあるかという観点で見ると、この表現の適正化、我々が求める資格を確保しつつ、そういった制限という時点で、どういった表現の適正化が図れるか検討させていただきたいと思います。

○川澤専門委員 ありがとうございます。ですので、サンプル数の規模というのは分かるのですが、やはり週と日で指定するのと複数箇所にもわたるといふところもかなり限定されるのではないかなと思いますので、そこは調査前提で何サンプル以上扱っているといったような、そういった実績を求めるのが、確実性を担保するという意味では当然考えられる資格要件なのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

以上です。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。

三輪委員、お願いいたします。

○三輪専門委員 三輪です。すみません、先ほどの議論になったオンラインの試行について、もう1点だけ確認といいますか質問させてください。その試行の対象となるオンラインでの回答者の選び方はどのようなことを考えていらっしゃるのかという点に関して、もし今アイデアがあれば、あるいはもう既にプランがあれば教えてください。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。今の段階で、明確にこういうターゲットを絞ってというところはないのですけれども、あくまで、対象者というのは、実際に空港を出発される、利用される方ということになりますので、例えばそこにQRコードを設置して調査協力をお願いするという方法が考えられるのですけれども、その中で具体的に、特にこういった層をやってみたいというところは、今の段階で答えはない状況です。

○三輪専門委員 分かりました。ちょっと1つだけコメントしておきたいのですけれども、そのときに、対象者に紙で答えるか、QRコードで、オンラインで答えるかを選択させては駄目なので、そこだけは言うておきたいと思います。それをやると、結局、QRコード

で若い人が答えて、試行実験した結果、オンラインと紙だと全然違うデータが出てくるかのような結果を出して、結局紙から移行できないというふうなことになると思います。

ですから、そこは選択させずに、例えば同じ便の中の人をランダムに分けて、オンラインと紙で収集するとかいうふうにするか、あるいは、この便の人はオンラインで、この便の人は紙なのだけれども、たくさんランダムにサンプリングしてきて、その件数がたくさんあればそれでも試行実験可能なのですけれども、そうでない場合は、基本的には同じ便の中でランダムにスプリットとして、オンラインで回答する人と紙で回答する人を分けない限りは、恐らくどちらかを選んだりだとか、その便の特徴といったふうなことが、オンラインか紙かの回答の違いに出てきてしまうので、そうすると、実際方法の違いじゃなくて、便の特徴とかセレクションバイアスというのですけど、選択した特徴というようなことでバイアスがかかってしまって検証に失敗すると思いますので、その点だけ、ランダム化して、同じ便だとかの中から分けるというふうなことでやれるとよいのかなというふうに思いました。

一応、今のはコメントだけですので、返答は必要ありません。

○中川主査 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局です。御審議ありがとうございました。

実施要項案の修正に係る点につきまして、事務局から確認をさせていただきます。

まず、三輪先生から、実施要項案の34/71ページのRSDで始まる数式につきまして、ルートの中のr分の1-rというものがr分の1-rではないかという御指摘がありました。この点につきましては、国土交通省のほうで確認の上、適正に対処するというところでお願いいたします。よろしいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 はい。

○事務局 次に、生島先生はじめ、たくさんの先生から御指摘いただきました、4空港全てで一斉にオンラインを試行できないのかという点につきましては、4空港全てで試行するというところについては、試行を経て検証を行った上で積極的に進めていくということでしたが、川澤先生から、タブレットを用意するに当たって、4空港のうちに具体的に何空港なのかが明記されていないと、その値段を入れるときに十分に吟味できないのではないかと御指摘もありまして、それに対して、国土交通省から、仕様書の段階で明らかにしたいというような御説明があったかと思うのですけれども、これは、実施要項案には

書き加えることはできないという理解ですか。それとも、今回、実施要項案に修正できる、検討するという理解ですか、どちらでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 今回の実施要項の中の表記については、仕様書の中でというふうに考えております。

○事務局 実施要項案には書き加えるのはちょっと難しいという、そういうお答えでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 はい。

○事務局 先生方、今回の議論を踏まえた上で、実施要項案に、4空港のうち何空港かまで具体的に記載することがちょっと難しいということなのですけれども、その点についてはよろしいでしょうか。

○川澤専門委員 すみません。仕様書を添付した上で実施要項をもって入札公告するものだと思うのですが、仕様書というのは、どのタイミングで示されるのでしょうか。

○事務局 国土交通省のほうからお願いいたします。

○新見空港施設高度利用推進官 すみません。失礼しました。ちょっと御指摘を踏まえまして、ここで申し上げた仕様書というのは、公告の段階でお示しをするものをイメージしておりましたので、併せて実施要項というところで記載ができるかどうかというところは検討させていただければと思います。

以上です。

○事務局 国土交通省のほうで再度、実施要項も含めた記載を変更するということでよろしいですね。

○新見空港施設高度利用推進官 はい。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、42/71ページ、実施要項案の評価項目一覧表ですが、川澤先生と、尾花先生から御指摘をいただきました。こちらにつきましては、オンライン化について、技術提案書、それから評価書のところで提案を求めるべきではないか、また、配点をすることで、それを明記することでメッセージとなるのではないかという御指摘をいただきました。こちらにつきましては、国土交通省のほうで再検討するということですが、明記する方向で検討ということではよろしいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 はい。御指摘を踏まえて前向きに再検討いたします。

○事務局 よろしくお願いいたします。

続きまして、辻先生から、空港ごとに何言語が多いのか、何語があるのかといったことを実施要項のところ具体的に書いたほうが、新規の参入者の検討材料になるのではないかという御指摘をいただいております。こちらにつきましては、記載の検討を国交省のほうでしていただくということによろしいでしょうか。

失礼しました、ページ数で申し上げますと7/71ページ、「外国人に対応する調査員については、就航路線を考慮した上、調査協力を求められるよう外国語が堪能な者を配置すること」という箇所の前後になるかと思いますが、空港ごと、あるいは路線ごとに何語が多い、何語があるといったことを、国土交通省のほうから傾向について具体的に説明をすることができると。情報を提供することができるという旨を実施要項のほうにも記載したほうが、障壁の除去に資するのではないかという、そういった御指摘だったかと理解しております。それは、辻先生、そういった御指摘でよろしいでしょうか。

○辻副主査 すみません、辻でございます。今のも加えて、さらに、手を挙げるときに、いつ、どこに何語を話せる人が何人、過去実際に配置されたのかというのが分からないと手を挙げにくいと思いますので、その辺りの情報もできるだけ事前に実施要項に書いても良いですし、とにかく事前に周知いただければと思ったところでございます。

○新見空港施設高度利用推進官 よろしいでしょうか。

○事務局 お願いいたします。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘のところについては、ちょっと詳細に実施要項に書ききるとするのは少し難しいところがあると考えているところです。というのは、今、コロナ禍の状況で、どこにどれだけ配置をすればよいかという条件をこちらから提案するというやり方が、難しいところもあると考えています。

○事務局 辻先生、お願いいたします。

○辻副主査 念のためでございますけれども、実施要項の71分の32ページでございます。ここに、従来の実施に要した人員という、一応表がございます。令和元年度ではございますけれども、1日当たりの調査人数というのがあって、例えば石垣島とかは3人しかいない、他方で、例えば羽田になると16人もいらっしゃったりします。このうち、16人の内訳、何語がしゃべれる方が何人とか、その辺りも難しいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 御指摘ありがとうございます。今御指摘いただいた令和元年、2年、3年、実績に即して、どういった人員を配置したかというところを、補足的

に情報を追加するということは対応可能かと思いますので、検討させていただければと思います。

○辻副主査 ありがとうございます。できるだけ詳しくければ詳しいほど門戸が広がるかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。では、今の点につきましては、補足の情報を加えるということで、国交省、よろしく願いいたします。

続きまして、浅羽先生から御指摘いただきました11/71ページと9/71ページでございます。こちら、まず、ファクシミリが必要な機材として記載されている点につきまして、現実としてはファクシミリが必須というわけではないので表現を検討するということでした。この点は、国交省、よろしいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 修正します。

○事務局 次、9/71ページですけれども、読売オンラインという表記が、もし読売オンラインに限るのであれば読売新聞オンラインであるという御指摘、その上で、読売新聞オンラインに特定する必要は、本件についてはないのではないかと。為替レートについて出典を限る必要があるのだろうかという御指摘をいただきました。この為替レートにつきましては、検討の上、表記を改める、または、そもそも読売新聞オンラインに限らないようにする、いずれにするか検討するということよろしいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 はい。表記を再検討します。

○事務局 よろしく願いいたします。

それから、尾花先生から、資格要件と加点要件、それぞれで実績が求められている、記載されている点につきまして、御指摘をいただきました。御指摘の中で、資格要件を求めると、どれぐらい市場にプレーヤーがいて、さらに加点でしばるとどのぐらいプレーヤー絞られるのかという御指摘、認識について問う御指摘をいただきましたが、この点は実施要項に修正を加えるというものではなく、何かメッセージとして書けるものがあれば書いてほしいという御意見だったと。

○尾花専門委員 別段何も書かなくて大丈夫です。議論としては、御説明、一定程度理解しましたので、今は川澤委員のほうの、資格要件としてどの程度求めるのが門戸を開く上で必要かというところに、議論は収斂されていると思しますので、そこを実施府省に御検討いただくのがよいと思います。本件、ずっと1者応札が続いているので、本当に必要な

資格なのかどうかというのを、実施府省が再検討いただくタイミングなのかなと思っていますので、私の指摘については修正不要です。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。今、尾花先生から補足で御指摘いただきました。川澤先生の御指摘の部分、13/71ページ、作業者、作業責任者の部分、特に週ベース、日ベースで実績を要求するというのは競争制限的に働いてしまうのではないか、また、複数箇所へのアンケートの実績を求めるのも、競争制限、障壁になってしまうのではないかという御指摘をいただきました。この点につきましては、国交省のほうで、必要なレベルを確保しつつ、競争制限にならない表現をもう一度御検討いただくということによろしいでしょうか。

○新見空港施設高度利用推進官 はい、結構です。

○事務局 恐れ入ります。

最後、三輪先生から、オンライン試行について、セレクションバイアスがかからないよというコメントもいただいておりますので、そこも含めて、国交省のほうで検討を続けてください。

○三輪専門委員 想定も、多分この段階で書くことでないかと思えますけども、一応今後の試行の在り方について御検討いただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

事務局のほうから確認したい点は、以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。委員の方々、ほかに何か追加する点や確認しておくこと、大丈夫でしょうか。

本件、ちょっと非常に論点が多くて、特にオンライン化の部分ですとか入札参加資格、評価項目等、かなり論点を整理して、また見直し検討していただく点が多いかと思えます。ですので、再度の審議を実施したいというふうに思います。

国土交通省におかれましては、本日の審議結果を踏まえて論点整理し、実施要項案に必要な修正を行っていただくようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○新見空港施設高度利用推進官 はい、承知しました。

○中川主査 ありがとうございます。

○新見空港施設高度利用推進官 ありがとうございます。失礼いたします。

(国土交通省退室)

(法務省入室)

○中川主査 それでは次に、刑事施設における被収容者に対する給食業務の実施状況及び事業の評価案について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○森田企画官 よろしくをお願いいたします。ただいま御紹介いただきました法務省矯正局成人矯正課の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、刑事施設における被収容者に対する給食業務につきまして、評価結果を説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の、まず1ページ目を御覧いただければと思います。

Iの事業の概要でございますけれども、委託業務につきましては、大阪拘置所、加古川刑務所、そして高知刑務所の3施設における被収容者に対する給食業務を1つの事業として入札を実施いたしました。

事業期間につきましては、平成26年6月24日から令和6年3月31日までの約10年間ということになります。

受託事業者は、エームサービス株式会社でございます。

受託事業者決定の経緯につきましては、入札参加企業が4社ございました。いずれも入札参加資格を満たしておりましたので、平成26年6月11日に開札を実施いたしましたところ、エームサービス株式会社のみが予定価格の範囲内であったということでございまして、エームサービス株式会社を受託者として決定したということになります。

続きまして、IIのところを御覧いただければと思います。確保されるべき対象公共サービスの質として、要求水準という形で設定させていただいているところ、事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等の未達事案というものはなく、また、火災や食中毒の発生、あるいは被収容者の個人情報漏えいといった、刑事施設の運営の根幹に関わるような重大な事故につきましても、実施期間中、一度も発生しておりませんでした。

2ページ目を御覧いただければと思います。

要求水準を満たしていないと判断した場合に、減額ポイントという形で付加をしておりますけれども、減額ポイントの対象となる事案の件数は、事業を開始初期には数多く計上

されておりますけれども、受託事業者の業務の習熟度の向上によって、3年目以降は大幅に減少しております。全体としては適切な事業運営がなされていると考えております。

このため、3ページから6ページに要求水準の表を載せておりますけれども、全て評価の欄のところを適という形で評価をさせていただいております。

5ページにありますように、食事・飲料の給与等といった運營業務におきましては、食事等の異物混入が114件、食等の誤り等が553件、国財産の損傷が4件、実施手順の疎漏といったものが1件ございました。これらの事案につきましては、いずれも受託事業者において直ちに是正措置等を講じていただいております。実害といったものは生じておりません。

続きまして、6ページの2を御覧いただければと思います。受託事業者によります創意工夫といたしまして、ニュークックチルやクックチルといった新調理システムが、施設の状況に応じて導入されているところでございます。また、大量調理施設衛生管理マニュアルのアップグレードや、食中毒の異物混入の防止のためのエムサービスにおける社内システムを活用した組織的な取組の実施など、衛生管理面での様々な取組が行われておりました。

加えまして、厚生労働省が推奨しております塩分量を守りながら、薄味にならないよう、香辛料や酸味のある料理、甘味を活用するなどの味つけの工夫といったものもなされておりました。

7ページ以降を御覧いただければと思います。今回の評価に当たりまして、法務省矯正局におきまして、現地の国の職員、それと民間の従事職員の方々へのアンケート調査を実施いたしました。

8ページの(1)のアにありますように、国の職員の多くが民間委託により負担が軽減したとして、給食業務は民間委託が適当であると回答しております。

9ページの(3)にございますけれども、事業者の選定に携わっていただきました有識者の先生に、モニタリングの実施計画に基づくモニタリングの結果、そして職員へのアンケート調査の結果について報告をいたしました。有識者の先生からは、事業期間中に一部の厨房機器や備品の更新をさせることで、そのときの施設の状況により合った調理方法等を選択できるようにするなど、民間のノウハウをより発揮できる事業範囲や入札範囲について検討する必要性といったものが認められるものの、事業全体としては、入札当初期待していた効果が得られているとの評価をいただいております。

続きまして、9ページの4を御覧いただければと思います。以上、説明させていただいたことから、特に事業期間当初においては、ヒューマンエラーとして生じる過誤や疎漏等が多く見られたものの、是正措置等が講じられておりまして、おおむね良好な運営が行われております。

事業全体としては、各業務とも確保すべき水準に対し適切に業務が遂行されるとともに、誠実な対応がなされていると評価できると考えております。

続きまして、10ページにございますⅢを御覧いただければと思います。被収容者に提供いたします給食の食料費部分につきましては、被収容者数に応じた実績払いを採用しておりまして、その他の業務実施経費については定額払いとさせていただいております。被使用者1人1日当たりの食料費単価につきましては、従来経費、これは平成25年度の実績でございますけれども、税抜で520円のところで、本事業の実施経費は、同じく税抜で450円ということで、70円のコスト縮減がされております。一方、定額払いの分につきましては、平成25年度実績の従来経費が3億9,166万3,000円、本事業の実施経費、平成26年度から令和3年度の単年度経費は3億5,954万4,000円ということになっておりまして、3,211万9,000円のコスト縮減がなされているというところでございます。

こういったことから、民間競争入札の導入効果があったものと評価することができるのではないかと考えております。

最後、10ページのⅣを御覧いただければと思います。記載しております①から⑤のとおりに、本事業は、実施期間中に受託事業者が業務改善指示等を受けることや、業務に係る法令違反行為等はなく、業務がおおむね適正に遂行されているなど、公共サービスの質は維持されておりまして、経費削減の点におきましても効果を上げていると評価できるのではないかと考えております。

したがいまして、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針における市場化テストの終了基準を満たしていると考えられることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了いたしまして、今後は当省の責任におきまして、引き続き、法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上、そしてコスト削減を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価について総務省より御説明をお願いいたします。

なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省から、評価案について説明いたします。

資料B-1を御覧ください。

事業の概要については、先ほど法務省から説明がありましたので、省略いたします。

IIの評価について説明します。結論を先に申し上げますと、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

評価は、法務省から提出された平成26年6月から令和3年3月末までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実績経費及びその前提としての競争性等の観点から行いました。

確保されるべきサービスの質については、2ページから6ページに記載したように、軽微な過誤や疎漏がございますが、全て目標を達成しております。

民間事業者からの改善提案について、厨房設備・機器などの整備に関する提案、衛生管理に関する提案などがあり、創意工夫に基づく提案により、良質なサービスが実現されております。

経費については、7ページを御覧ください。市場化テスト導入前の従来経費と比較して、実績払い部分である食料費については、被収容者数に応じた実績払いが導入されているため、食料品単価で比較しており、13.5%、70円の削減を達成しております。食料費以外の定額払いの部分の実施経費については8.2%、3,211万9,000円の削減を達成しております。

評価のまとめ及び今後の方針ですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、軽微な過誤や疎漏が見られることがあったものの、是正措置が講じられ、施設運営に支障が生じるものはなく、全て目標を達成していると評価できます。

民間事業者の改善提案により、クックチルによる調理方式の導入、徹底された衛生管理等が実施され、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

また、実施経費についても経費削減が達成されたものと評価できます。

なお、本事業実施中に、民間事業者への改善指示等の措置はなく、法令違反行為もありませんでした。また、今後も法務省において、外部有識者等で構成される評価委員会等において事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

以上のことから、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (1)の基準を満たしており、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。市場化テスト終了後の事業実施については、公共サービス改革法の対象から外れることになるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた事項を踏まえた上で、法務省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

まず、資料のB-3の実施状況の推移についてちょっとお伺いしたいと思います。こちら、前回の入札を拝見すると、説明会の参加者数が12社もいらっしやったようなんですが、実際の応札者が4社しかございません。この辺り、入札なされなかった8社は、何か困難を感じて入札なさらなかったのかなと思うんですが、何かこの辺り情報はございますでしょうか。

○森田企画官 御質問ありがとうございます。説明させていただきます。

おっしゃるとおり、説明会等では12社から応募がありましたけれども、実際、現地に行ってもらって、給食業務の実施状況等も御覧になっていただいて、意見交換等もさせていただきました。手元に詳細な記録がないので、具体的なお話はなかなか申し上げにくいところですが、私も当時、そこで話を聞いておまして、やはりありましたのが、調理自体そのものというよりも、配食をしたりとか、運んでいくオペレーションが、3食365日やらなければいけないということもありまして、なかなかハードルが高いというような御意見があったと承知しております。

以上でございます。

○辻副主査 ありがとうございます。恐らく、刑務所という特殊な環境でございます。きっと配食もいろいろ制限があるかもしれませんので、今後は、どういう制限があつて、どうするとうまくいくのかという部分を、できるだけ新しく手を挙げる方々に御説明をいただければと思いました。

それからもう1点、また同じB-3なんですけれども、予定価格超過が3社いらっしゃいました。恐らく、どれぐらい超過したかはここでは議論できないと思うんですけれども、実際に超過した数字の幅、数字の大きさによっては、例えばですが、応札者において何か誤解をなさって、過剰なクオリティーを想定なさったのではないのかなと推測されるのですが、この辺り、法務省はどのような御検討をなさっていらっしゃいますでしょうか。

○森田企画官 おっしゃるとおりかと思います。やはり受刑者向けに食事を提供するというところで、いろいろなリスクを勘案して、もしかしたら高めに取っているという部分はあるのではないのかと思っております。この部分についても、申し訳ありません、この3社について、詳細にヒアリング等は実施していないのですが、競争的対話等も行う中で、そういうことを懸念はされているのではないかといったことは感じました。

○辻副主査 この辺り、応札者が出された総合評価の入札の書類、恐らくいろいろ御提案があったと思うんですけれども、その辺り、何か御覧になって、かなりクオリティーを過剰に想定しているとか、そんなふうにお感じになった部分は、何かございますでしょうか。

○森田企画官 クオリティーの過剰というところまではなかったのですが、いろいろ配送しなければいけないですとか、365日、絶えず食事を提供していかなければいけないというところのリスクヘッジを、応札者の方はかなり慎重に見ていたのではないかという気はいたしました。

御案内のとおり、給食業務は学校給食等がメインでは多いかと思いますが、学校はいわゆる昼食の1回だけですし、夏休み等は食事がありませんので、そのようなところと違って、病院と同じような形で、365日、絶えず提供しなければいけないということと、食数が病院等と比べても非常に多いといったところもありまして、その部分について、非常にリスクを感じていらっしゃるのではないかと思います。もう一つは、実際配膳するときに給食をこぼしてしまったらどうすれば良いかなど、そういったことも考えたのではないかと思います。

○辻副主査 分かりました。今おっしゃった、まさに病院は365日配食なさっているかだと思います。恐らく病院は、さらにいろんな症状の方がいらっしゃって、いろんな種類の食事を作っていらっしゃるかと思います。ここで、もう1点お伺いなんですけれども、資料2でございます。法務省の資料の6ページ目でございます。6ページ目の一番下、受託事業者による創意工夫の部分でございますが、クックチルと、それからニュークックチル

という機器の名前が出ております。恐らく、私、すいません、記憶で申し上げるんですけども、実際に出来上がった料理を急速に冷却をして、また配食するときに温めるだけにするというものだったと記憶しております。恐らく、冷却した料理というのはそこそこ、四、五日ぐらい日持ちがするのかなと記憶しているんですけども、このクックチルを導入したことによって、恐らく数千人にも及ぶ受刑者への配食がかなり合理化されていたのではないのかなと推測するのですが、この辺り、このクックチル、ニュークックチルを導入したことによって、どのくらい合理化されたとか、その辺り、どういう評価をなさっているのでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。申し訳ありません、数値での評価まではできていないのですが、おっしゃるとおり、いわゆる労働時間を集約するというメリットは大きいのではないかと考えております。通常のクックサーブ、調理できたものを出すという形にしますと、やはり朝は3時ぐらいから準備を始めて、夜は、刑務所の中の給食は早いですけれども、後片づけ等を考えれば7時ぐらいまで、非常に労働時間が長くなる中で、まとめて作ってチルドするという事で、そういう意味での労働時間の集約化ということと、その労働時間が昼間、比較的人手の確保できやすい日中の時間に労働を集約するということができますので、いわゆるパートといった従事職員の方々の確保がより容易になっているのではないかと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。そうすると、このクックチル、ニュークックチルは高知少年鑑別所に導入されたようでございますけれども、この設備は、国が所有なさっているのか、それとも、受託者がこのために買ってここに据付けているのか、この辺りいかがでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。こちらにつきましては、調理システムを含めまして民間事業者の提案ということでございまして、それに必要な機器等も整備をさせていただいております。

○辻副主査 ですと、今回の受託者が恐らく相当な設備投資をなさって機器を据付けているからこそ、かなり合理化ができたのかなというふうに推測するんですが、この辺り、新しく手を上げようとする方が、改めて自分がこの設備を買ってクックチルを導入するという部分、かなり障壁ございますような気がいたしますので、この辺り、恐らくこのまま続けると、現状の受託者がこのクックチルを使った合理的な方法で、ずっと受託をなさるのではないかなとも思いますので、その辺り、十分御議論いただければと思います。

以上でございます。

○森田企画官 ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問ございますか。

生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。お伺いしたいんですが、このエームサービス株式会社と法務省との間で、例えば人的な交流、例えばOBの方が就職なさっていたりとか、そういったようなことは過去もしくは現在にございますか。

○森田企画官 ありがとうございます。御質問の趣旨は、エームサービスに、法務省のOBといますか、退職者の方が勤務されているかということでしょうか。

○生島専門委員 はい、さようでございます。

○森田企画官 申し訳ありません、詳細に把握はしておりませんが、確認してみなければ分からないところがございます、少なくとも現地で働いている職員の方々に、いわゆる法務省矯正局のOBの方はいらっしゃるかと理解しております。

○生島専門委員 いや、現地ということではなくて、会社の本部も含めてなんですけれども。

○森田企画官 全体で何人いらっしゃるかというのは把握していないのですが、法務省矯正局のOBの方もいらっしゃるというのは聞いております。

○生島専門委員 じゃ、OBの方は、エームサービスに御就職なさっているという理解で間違っていないでしょうか。

○森田企画官 いらっしゃるようでございます。しかしながら、現時点でどうかというのは、申し訳ありません、私どもも調査をしているわけではありませぬので、承知はしておりませぬが、そういうOBの方がいらっしゃったということは承知しております。

○生島専門委員 何人ぐらいいらっしゃるのか、過去に何人ぐらいいらっしゃったのか、契約時点で何人ぐらいいらっしゃったのか教えていただけますか。

○森田企画官 前回の、今の契約の段階ですと、申し訳ありません、調査をしてみなければお答えできませんので、また後での回答でもよろしいでしょうか。

○生島専門委員 分かりました。お願いいたします。

○中川主査 ほかに御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○生島専門委員 すいません、ごめんなさい。

○中川主査 生島委員、どうぞ。

○生島専門委員 すいません、追加でなんですけれども、そのOBの方の役職等も教えてください。このエームサービス株式会社での役職、過去にOBの方、過去と現在の役職もそれぞれ教えてください。

○森田企画官 承知いたしました。取りあえず、今、平成26年度から始まっている、この契約開始後、現時点までということで確認をさせていただきたいと思います。

○生島専門委員 そうですね、よろしく願いいたします。

○中川主査 それでは、事務局から確認すべき事項はありますか。

○事務局 評価案等について修正等の御意見は出ていなかったと思いますので、その点、特にございませぬ。

あと、生島委員からの御質問については、矯正局のほうで調べられる範囲で調べて、追って御回答するというところでよろしいですか。

○森田企画官 はい。

○事務局 以上です。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価の審議は以上となります。本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 ありがとうございました。

(法務省退室)

— 了 —